

第6回線引き見直しについて

～区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の見直し～

1 線引き見直しの概要

市街化区域と市街化調整区域との区域区分（いわゆる「線引き」）の見直しについては、概ね5年毎に見直しが行われる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しに併せて、関係市町の協力の下、神奈川県が実施しています。

区域区分の見直しは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合のとれた市案を作成し、神奈川県に提出することになります。

2 区域区分の見直し箇所

(1) 市街化調整区域から市街化区域への面的変更【計6地区】

ア 優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

土地区画整理事業の実施が確実な区域、公有水面埋立法による埋立地 等

→【1地区、約24.2ha、図①】

イ アに掲げるもののほか、市街化区域に編入できる区域

平成12年の人口集中地区（D I D地区）内において、市街化区域に接し、かつ相当数の建築物が連坦している区域で、一定の条件を満たすもの 等

→【5地区、約39.7ha、図②～⑥】

(2) 市街化区域から市街化調整区域への面的変更

市街化区域内の農地、山林・緑地で、長期にわたり存続すると見込まれ、市街化区域の一体的、かつ、計画的整備を図るうえで支障のない区域

→【該当なし】

(3) その他、事務的な変更【計236箇所】

道路整備・河川改修等に伴い、区域区分境界の変更等が必要となったもの

→【市街化区域へ変更：約2.2ha、市街化調整区域へ変更：約1.0ha】

3 今後の主なスケジュール

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しと同じスケジュール

20年10月下旬以降：市原案説明会、任意縦覧、意見書受付、市案決定

21年1月：市案を神奈川県に提出

21年春以降：神奈川県手続き（公聴会、法定縦覧、県都市計画審議会付議等）

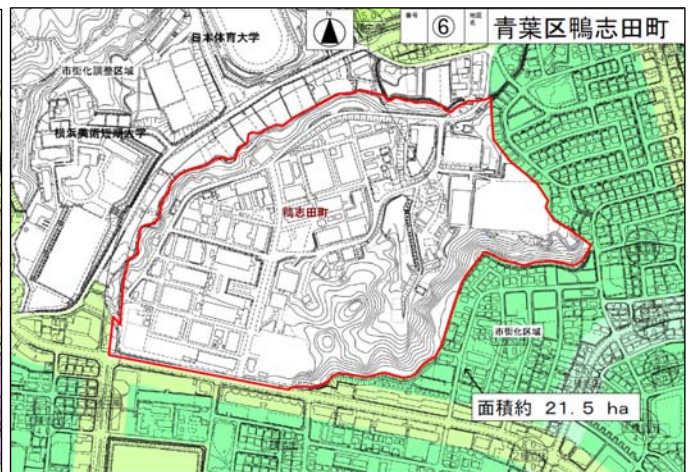
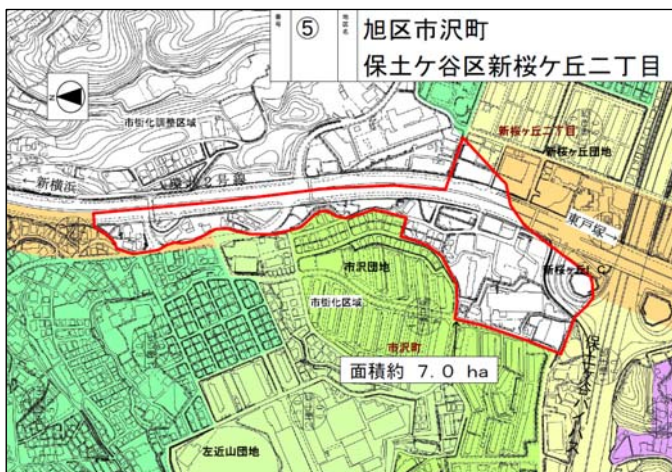
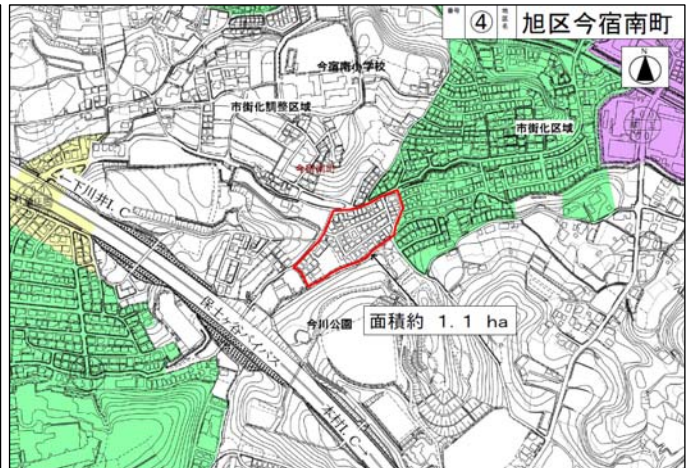
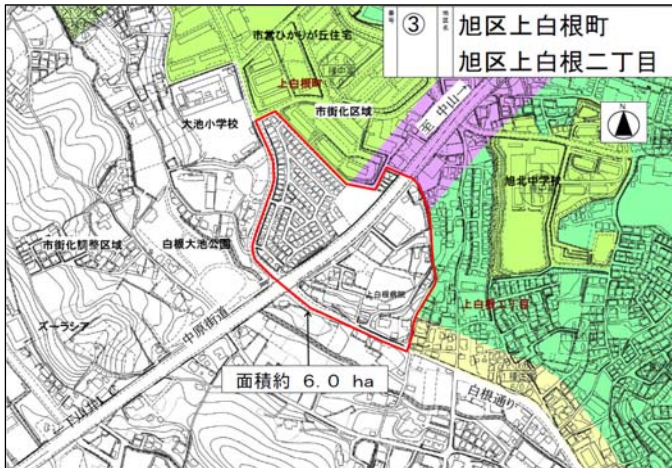
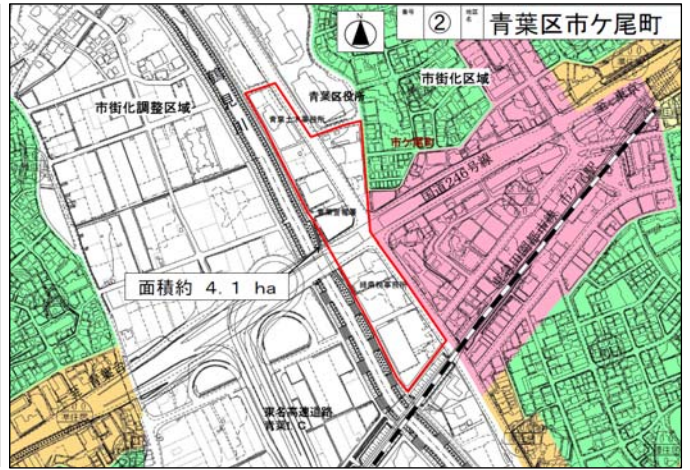
22年春頃：都市計画決定告示

面的変更地区位置図



番号	地区	面積	見直し基準
①	中区南本牧ふ頭	24.2ha	(1)ーア
②	青葉区市ケ尾町	4.1ha	(1)ーイ
③	旭区上白根町他	6.0ha	
④	旭区今宿南町	1.1ha	
⑤	旭区市沢町他	7.0ha	
⑥	青葉区鴨志田町	21.5ha	

面的変更地区拡大図



事務的な変更の例



道路拡幅に伴い、区域区分界を
旧道路中心から拡幅後の道路中心に変更
市街化調整区域⇒市街化区域 約0.17ha